

参加表明書及び技術提案書作成要領

本プロポーザルの参加表明書及び技術提案書は、次により作成すること。

1 参加表明書

(1) 提出書類

①参加表明書（様式2）

記名押印のうえ、提出すること。

②誓約書（様式3）

(a) 代表構成員及び構成員ごとに、一級建築士事務所登録を証する書類を添付し、記名押印のうえ提出すること。

(b) 6の代表構成員の児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の設計実績については、代表構成員のみが記入し、それを証明する書類の写しを必ず添付すること。記入方法は、受注形態が企業体の場合は、出資比率を（ ）書きで記入し（例 企業体（出資比率 %））、複合施設の場合は、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設部分の面積を（ ）書きすること。共用部分は面積按分して、各施設用途に含めることとする。

また、その他各欄の記入方法は、後述する様式5の作成要領を参照すること。

※児童養護施設、児童自立支援施設は、それぞれ児童福祉法第41条、第44条に規定される施設とする。児童心理治療施設は、児童福祉法第43条の2に規定される情緒障害児短期治療施設のこととする。

③特定設計業務共同企業体協定書（様式4）

様式により特定設計業務共同企業体を結成し、記名押印のうえ提出すること。

④特定設計業務共同企業体の業務実績（様式5）

(a) 平成13年4月以降に受注した代表構成員及び構成員の業務実績を記入すること。ただし、単独又は企業体で元請けとして請け負った実績とし、公告日現在、設計業務が完了・引渡し済みのものに限る。

(b) 受注形態は、(単独)または(企業体)の別を記入すること。ただし、企業体の場合は出資比率20%以上の業務に限る。

(c) 構造・規模は、構造種別—地上階数/地下階数を記入すること。(例RC-5/1)

(d) 複合施設の場合は、用途欄に審査対象となるすべての施設用途を記入し、それぞれの施設用途に対応する面積を延べ床面積欄に記入すること。また、共用部分は面積按分して、各施設用途に含めることとする。

(e) 増築工事の場合は、当該工事の施設用途及び面積のみを記入すること。

(f) 工事種別の欄には(新築)または(増改築)を記入すること。

(g) 業務実績を証明する資料として、契約書の写し等(業務名、発注者、受注形態、履行期間、用途、構造、面積等記入内容が確認できるもの)を添付すること。ただし、審査対象とする実績は代表構成員①②③、構成員④⑤⑥とするので、審査対象とする実績の証明資料のみを添付すること。

⑤特定設計業務共同企業体の受賞実績（様式6）

代表構成員または構成員が、官公庁（国、地方公共団体）及び官公庁が構成員になっている協議会等から設計者として表彰を受けた実績を記入すること。また、また、受賞した実績は新築及び増改築とし、公告日現在、施設が完了・引渡し済みのものに限る。

受賞実績を証明する資料として、賞状の写し、掲載された雑誌のコピー等、受賞内容が確認できるものを添付すること。

⑥配置予定技術者の資格及び業務実績（様式7、7-1）

- (a) 本業務に配置する予定の管理技術者及び各担当主任技術者について記入すること。
- (b) 資格は、該当する資格名を丸で囲み、それ以外であれば、その他（ ）内に資格名を記入すること。なお、管理技術者については、（ ）内に資格登録番号を、また公告日現在の一級建築士免許証の保有年数を記入すること（1年未満は切り捨て）。さらに、登録番号と取得日を確認することができる一級建築士免許証の写し等を添付すること。確認できない場合は、資格として認めない。
- (c) 各担当主任技術者は、免許証又は登録証の写し等を添付すること。
- (d) 構造、電気設備、機械設備担当の主任技術者に配置予定の者には、業務協力を求める他の設計事務所等（以下、「協力事務所」という。）の技術者を配置することができる。
協力事務所の技術者を配置する場合、「所属」欄に協力事務所名を記載した上で別紙「協力事務所の名称等」に必要事項を記載の上添付すること。
- (e) 業務実績は、平成13年4月以降に携わった業務について記入すること。ただし、単独又は企業体で元請けとして請け負った実績とし、公告日現在設計業務が完了・引渡し済みのものに限る。
- (f) 構造・規模は、構造種別一地上階数／地下階数を記入すること。（例RC-5／1）
- (g) 複合施設の場合は、用途欄に審査対象となるすべての施設用途を記入し、それぞれの施設用途に対応する面積を延べ床面積欄に記入すること。また、共用部分は面積按分して、各施設用途に含めることとする。
- (h) 立場は、その業務で携わった担当の立場をいい、管理技術者（管理）、〇〇担当主任技術者（〇〇主任）、〇〇担当技術者（〇〇担当）の別を記入すること。
- (i) 業務実績を証明する資料として、契約書の写し等（業務名、発注者、履行期間、構造及び面積等記入内容が確認できるもの。）及び携わった立場が確認できる書類の写し（管理技術者及び建築担当技術者届出書等）を添付すること。

(2) 提出期間

平成29年1月13日（金）から平成29年1月19日（木）までの「山梨県の休日 を定める条例」（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

(3) 提出方法

- ①様式及び添付資料はすべてA4版（A3版はA4版折）とする。

②様式順にまとめ、左上部をクリップ止めのうえ、5部を持参又は郵送（期限までに必着のうえ、書留郵便に限る）により提出する。

なお、押印は1部のみ、残り4部はコピー可とする。また、5部のうちの2部に実績等を証明する書類の写しを添付すること。

2 技術提案書（第一次審査通過者のみ）

（1）提出書類

①技術提案書（様式8）

記名押印のうえ、提出すること。

②技術提案書（様式は任意）

「4 参考資料」等を基に、以下の課題について提案すること。

課題1:児童への効果的な支援が実現できる空間の提案

課題2:県民に親しまれる施設の提案

課題3:エネルギーの効率的な利用を考慮した施設の提案

(a) 提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。

(b) 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の写真、イラスト、イメージ図（ボリュームイメージ、ゾーニング図）は使用してよいが、具体的な建物の設計、又はこれに類するものに基づいた表現をしないこと。

(c) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等（コンピューターグラフィックスによるものも含む）を用いないこと。

(d) 文字等のフォントサイズは10.5ポイント以上とし、各課題に対する提案はA3サイズ用の紙に全部で5枚以内とすること（片面使用、様式は任意）。ただし、各課題の枚数は任意とする。

(e) 課題ごとにインデックスを付けること

(f) 提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載しないこと。

（2）提出期間

平成29年2月17日（金）から平成29年2月23日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

（3）提出方法

①様式8はA4版とし、添付資料はA3版とする。なお、A3版はA4版折りにして提出すること。

②左上部をクリップ止めのうえ、10部を持参により提出する。

なお、押印は1部のみ、残り9部はコピー可とする。

3 その他

（1）要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

（2）無効となる参加表明書及び技術提案書

参加表明書及び技術提案書が次のいずれか一つに該当する場合、無効となる場合がある。

- ①提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ②指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④様式に定められた場所を除き、企業体が判別できる表記をしたもの
 - ⑤作成要領に示された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (3) 業務実績等の証明書類の内容確認の結果、記入内容どおりと認められない場合又は確認ができない場合は、その部分の記載を修正又は削除して審査する。
- (4) 受領した参加表明書及び技術提案書は返却しない。

4 参考資料

次の資料を参照のこと。

- (1) 子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）整備基本構想（参考資料1）
- (2) 子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）の整備に係る基本的事項（参考資料2）
- (3) 建設地敷地概要図及び敷地周辺図（参考資料3）
- (4) 山梨県立こころの発達総合支援センター「事業概要」（参考資料4）
- (5) 山梨県中央児童相談所・都留児童相談所「業務のあらまし」（参考資料5）
- (6) やまなしユニバーサルデザイン基本指針（参考資料6）
- (7) 情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）運営ハンドブック（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課）

※参考資料1から6までは、プロポーザル説明書4（1）ホームページに掲載する。

参考資料7については、厚生労働省ホームページを参照願います。

別表 「発注機関一覧表」

機関名	内訳
山梨県	
国機関	国土交通省、内閣府、防衛省（庁）、農林水産省、文部科学省、その他中央省庁（環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他）
都道府県	山梨県以外の都道府県（政令指定都市を含む）
公団等	機関名称末尾に「公団」が付されている機関
独立行政法人	
市区町村	
公営企業等	（地方公社を含む）
事業団等	日本下水道事業団、その他事業団
上記以外	高速道路株式会社、電力、ガス、電話会社、JR、私鉄、地下鉄、石油備蓄会社

各種公団から民営化された各地域の株式会社の工事实績は公団の実績として扱う。

国、都道府県、市町村から独立行政法人化した機関の工事实績は各々の法人化前の機関の実績として扱う。